

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

税務課 土地担当
家屋担当

議案名

議案第 87 号 桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行おうとするものです。

概要

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正及び同法第 25 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により生じた適用条項のずれを修正します。

なお、本改正による固定資産税の課税の特例の内容に変更はありません。

※ 本条例において、固定資産税を課税すべきこととなる最初の年度以後 3 年度分の課税免除を実施しています。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)の一部改正に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号)の一部を改正する省令が令和 2 年 9 月 16 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されました。